

鳥取県公報

令和5年4月14日(金) 第9489号

毎週火・金曜日発行

目 次 生活保護法による指定医療機関の変更の届出(193)(福祉監査指導課)・・・・・・2 ◇告 示 土地改良区連合の定款の変更の認可(194) (農地・水保全課)・・・・・・・・・ 基本測量の終了 (196) (") ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 公共測量の終了(197)(")・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 一般国道の区域の変更(198)(道路企画課)・・・・・・・・・・・・・・・3 採石法による採取計画の認可の公表(199)(鳥取県土整備事務所)・・・・・・・3 採石法による採取計画の変更認可の公表 (200) (")・・・・・・・・・・・・・3 砂利採取法による採取計画の変更認可の公表(201)(")・・・・・・・・・・・4 土地改良区の役員の就退任(2件)(202・203)(中部総合事務所農林局)・・・・・・4 開発行為に関する工事の完了(204) (西部総合事務所環境建築局)・・・・・・・・6 土地改良区の役員の就退任(2件)(205・206)(西部総合事務所農林局)・・・・・・6 手数料の収納事務の委託(207)(警察本部運転免許課)・・・・・・・・・・8 公安告示 乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関す る合意(1)(交通規制課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 調達公告 随意契約の相手方の決定(営繕課)・・・・・・・・・・・・・・・・・9 落札者の決定(政策法務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 \Diamond \mathbf{E} 誤

示

鳥取県告示第193号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」と いう。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定に基づき、指定医療機関から訪問看護ステ ーション等の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3 (中国残留邦人等支援法第14条第 4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在 地	変更年月日
社会福祉法人恩	境港市米川町44	鳥取県済生会訪問看護ス	境港市蓮池町78-1	令和4年5月
賜財団済生会支		テーション白鴎		10日
部鳥取県済生会				
II.	11	11	境港市米川町44	令和5年3月
,,,	"	"		25日

鳥取県告示第194号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定に基づき、大山山麓地区 土地改良区連合の定款の変更を令和5年4月5日認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項 の規定により告示する。

令和5年4月14日

鳥取県知事 平 井 治

鳥取県告示第195号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測 量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年4月14日

鳥取県知事 平 井 伷 治

- 1 作業種類 基本測量(航空レーザ測量による高精度標高データ整備)
- 2 作業期間 令和5年5月22日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町

鳥取県告示第196号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測 量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年4月14日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 作業種類 基本測量(湖沼調査)
- 2 作業地域 中海 (米子市及び境港市)
- 3 終了年月日 令和5年3月31日

鳥取県告示第197号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、境港市長から次の とおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により 告示する。

令和5年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量(空中写真撮影、写真地図作成及び数値地形図データ作成)
- 2 作業地域 境港市
- 3 終了年月日 令和5年3月15日

鳥取県告示第198号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同 項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年4月14日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

令和5年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変 更 前後別	区間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
178号	変更前	岩美郡岩美町大字牧谷字日野宮990-2地先から同大字字的場1942-2地先まで	6. 2~18. 7	848. 0
	変更後	岩美郡岩美町大字牧谷字日野宮990-2地先から同大 字字浜田1060-2地先まで	4. 0∼18. 7	1, 045. 0

鳥取県告示第199号

採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例(平成15 年鳥取県条例第72号)第13条の規定により次のとおり公表する。

令和5年4月14日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 清 水 丈 二

名称及び代表	主たる事務所				
者の氏名	の所在地	採石場の所在地	採取をする岩石の種類	採取の期間	認可年月日
有の八名	の別生地	及び面積	及び数量	休取り期間	
有限会社山田	鳥取市福部町海	鳥取市細見字鮎帰	風化花崗岩(115, 489. 0	令和5年2	令和5年2月
工業所	$\pm 496 - 2$	649-9外14筆	立方メートル)	月20日から	15日
代表取締役		(108,597平方メ	花崗岩(19, 134. 0立方	令和10年2	
森岡 伸夫		ートル)	メートル)	月19日まで	

鳥取県告示第200号

採石法 (昭和25年法律第291号) 第33条の5第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県 採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)第13条の規定により次のとおり公表する。

令和5年4月14日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 清 水 丈

名称及び代表	主たる事	採石場の所			認可の内容		
者の氏名	務所の所	在地及び面	採取の期間	変更事項	変更前の	変更後の	認可年月日
有の以右	在地	積		及史争识	内容	内容	

山根 茂	鳥取市河	鳥取市用瀬	令和2年12	採取する岩	63,030.0	73,648.0	令和5年1
	原町山手	町家奥字中	月2日から	石の数量	立方メート	立方メート	月24日
	228	ノ谷奥465-	令和5年12		ル	ル	
		1 外 1 5 筆	月1日まで				
		(26, 859.0					
		平方メート					
		ル)					
三明建設株式	鳥取市長	鳥取市長谷	令和2年10	採取する岩	安 山 岩	安 山 岩	令和5年3
会社	谷825	字城ヶ谷口	月1日から	石の種類及	218, 272. 2	236, 397. 6	月23日
代表取締役		822外5筆	令和7年9	び数量	立方メー	立方メー	
岡村 文美子		(169, 858. 6	月24日まで		トル	トル	
		平方メート			凝 灰 岩	凝 灰 岩	
		ル)			24.0立方	27, 898. 7	
					メートル	立方メート	
						ル	

鳥取県告示第201号

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県 砂利採取条例(平成15年鳥取県条例第73号)第11条の規定により次のとおり公表する。

令和5年4月14日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 清 水 丈 二

カチョボルキ	シ よっ 東郊	が利益を担めま	採取する砂利		認可の内容	3	却可欠
		砂利採取場の所	の種類及び数	亦百亩石	変更前の内	変更後の内	認可年
者の氏名	所の所在地	在地及び面積	量	変更事項	容	容	月日
有限会社湯川	鳥取市湖山	鳥取市賀露町西	砂 (34, 763. 82	認可の期	令和4年3	令和4年3	令和 5
建設	町東四丁目	二丁目2019外4	立方メートル)	間	月10日から	月10日から	年 2 月
代表取締役	90	筆(9,847.00平			令和5年3	令和6年3	10日
湯川 繁		方メートル)			月9日まで	月9日まで	
有限会社フォ	鳥取市湖山	鳥取市気高町八	砂 (23, 100.00	認可の期	令和4年4	令和4年4	令和 5
ワード	町北四丁目	東水字短尾2707	立方メートル)	間	月13日から	月13日から	年 3 月
代表取締役	701	- 2 外 6 筆			令和5年4	令和6年4	13日
邨上 修		(5,787.35 平方			月12日まで	月12日まで	
		メートル)					

鳥取県告示第202号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員が退 任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年4月14日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 悟 倉吉市鴨河内2563-1

令和4年10月25日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 杉 本 佐登志 倉吉市小鴨1339-62

令和5年3月30日就任 任期 令和5年7月31日まで

鳥取県告示第203号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定に基づき、次のとおり不入岡堰土地改良区から役員が 退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年4月14日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理事畑中朋子 倉吉市不入岡626

山脇将 暉 倉吉市不入岡264-1

畑 中 正 敏 倉吉市不入岡312 IJ

定 代 倉吉市不入岡357 鉄 井

賢 二 遠 倉吉市不入岡375 藤 11

村 脇 正仁 倉吉市和田522-1

加藤 泰宏 IJ 倉吉市和田354-1

IJ 矢 木 勉 倉吉市和田428

深 田正則 倉吉市和田452 IJ

修一 IJ 西 本 倉吉市和田402

IJ 吉 田 均 倉吉市福光226-2

IJ 吉 田 浩 倉吉市福光253

小 谷 彰 仁 倉吉市国分寺263 IJ

恭一 IJ 田 倉 倉吉市国府294

畄 本 岩 雄 倉吉市国府525

藤 井 和 則 倉吉市大谷573-2 IJ

倉吉市大谷茶屋877-7 IJ 大 畑 昌 瞭

中 操 田 倉吉市和田東町911 IJ

晃 倉吉市不入岡766 監事遠藤

倉吉市国分寺314 小 谷 英 人

令和5年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事加島豊年 倉吉市不入岡317-1

IJ 畑 中正俊 倉吉市不入岡147

IJ Ш 本 ふみ子 倉吉市不入岡630

IJ 山 本 幸 倉吉市不入岡772-2

根哲郎 倉吉市不入岡356 Ш IJ

IJ 村 脇 正 仁 倉吉市和田522-1

IJ 加藤 泰宏 倉吉市和田354-1

IJ 矢 木 勉 倉吉市和田428

深田正則 倉吉市和田452

修一 西 本 倉吉市和田402 IJ

大 羽 省 吾 倉吉市福光626

永 良 雄 福 倉吉市福光625 11

小 谷 彰 仁 倉吉市国分寺263

IJ 渡邉乾一 倉吉市国府503

IJ 徳 田 尚 志 倉吉市国府350

山崎祥敬 倉吉市大谷478 IJ

藤井仁志 IJ 倉吉市大谷茶屋866

操 倉吉市和田東町911 中田

監事門脇辰美倉吉市不入岡379

小 谷 卓 徳 倉吉市国分寺106

塚 根 和 宏 倉吉市寺谷443-1

令和5年4月1日就任 任期3年

鳥取県告示第204号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により告 示する。

令和5年4月14日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美由紀

1 開発許可の年月日及び番号

令和5年2月22日 鳥取県指令第202200284159号 令和5年3月14日 鳥取県指令第202200304393号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字野山西

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

島根県松江市山代町702

上田 亮太

鳥取県告示第205号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定に基づき、次のとおり米子市尚徳三ヶ堰土地改良区か ら役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年4月14日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美由紀

退任した役員の氏名及び住所

理 事 松 浦 顯 夫 米子市青木984

" 岩指美雄 米子市榎原790-1

令和5年2月28日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 米 田 昭 男 米子市青木1130

〃 松 田 史 郎 米子市榎原847

令和5年3月28日就任 任期 令和7年3月20日まで

鳥取県告示第206号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大 山山麓地区土地改良区連合から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同法第84条において準用す る同法第18条第18項の規定により告示する。

令和5年4月14日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美由紀

退任した役員の氏名及び住所 島

天

理 事

清 憲 西伯郡大山町高橋153 IJ 尾 古 礼 隆 西伯郡大山町羽田井179 箆 津 文 彦 IJ 西伯郡大山町石井垣181

德 永 健 西伯郡大山町倉谷488-1

齋 藤 伸 西伯郡大山町高田614 IJ _

宮 聖 貴 西伯郡大山町豊成2581 IJ

奥 夫 西伯郡大山町長田297 田 隆

髙 濱 健 米子市淀江町小波859

稔 米子市淀江町西原729 IJ 池 П

仲 田 祐 康 米子市日下541

Ш 賢 加 明 西伯郡伯耆町遠藤102 IJ

西伯郡伯耆町富江708 遠 藤 達 也

伊 米子市皆生五丁目17-95 木 隆 己 11

大 紀 西伯郡大山町東坪218-1 竹 П

安 西伯郡伯耆町小野435 IJ 森 保

淳

IJ 白 石 祐 治 日野郡江府町江尾1802-1

監 事 岸 本 耕 西伯郡大山町殿河内779-42

西伯郡大山町高田600

山 健 二 米子市淀江町中間636-1

景

令和5年4月11日退任

齋 藤

IJ

就任した役員の氏名及び住所

玾 事 尾 古 礼 隆 西伯郡大山町羽田井179

市 橋 秀 樹 西伯郡大山町羽田井1418-444 IJ

野 Ш 豪 西伯郡大山町田中525

德 永 健 西伯郡大山町倉谷488-1

齋 藤 伸 西伯郡大山町高田614

11 宮 聖 貴 西伯郡大山町豊成2581

奥 田 隆 夫 西伯郡大山町長田297

髙 濱 健 米子市淀江町小波859 IJ

林 原 寛 米子市淀江町小波1012

仲 祐 康 米子市日下541 \mathbb{H} IJ

加 Ш 賢 明 西伯郡伯耆町遠藤102

達 西伯郡伯耆町富江708 遠 藤 也

IJ 伊 木 隆 금 米子市皆生五丁目17-95

大 紀 西伯郡大山町東坪218-1 竹 П IJ

IJ 森 安 保 西伯郡伯耆町小野435

祐 日野郡江府町江尾1802-1 IJ 白 石 治

耕 監 事 岸 本 西伯郡大山町殿河内779-42

齋 藤 淳 西伯郡大山町高田600

博 西伯郡伯耆町福兼572 内 藤 陽

同 利 明 米子市淀江町今津140-1

令和5年4月12日就任 任期4年

鳥取県告示第207号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、手数料の収納の事務を次のとおり委 託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月14日

鳥取県知事 平 井 治

1 委託の相手

イナバ自動車学校

学校法人東雲学園鳥取県東部自動車学校

株式会社日本海自動車学校

学校法人鳥取県自動車学校

日本交通株式会社鳥取県中央自動車学校

株式会社鳥取県倉吉自動車学校

学校法人柳心学園

学校法人米子西部自動車学校

学校法人山陰中央自動車学校

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第1号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定により、鳥取市内の乗合自動車の停留所におけ る一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和5年4月14日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

- 1 合意した者
 - (1) 日本交通株式会社
 - (2) 鳥取県公安委員会
 - (3) 鳥取市長
 - (4) 中国運輸局長
- 2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称

通番	停留所名称	所在地
1	西大路	鳥取市正蓮寺 105-1 先
2	正蓮寺簡易局前	鳥取市正蓮寺 39-6 先
3	桜ヶ丘中学校前	鳥取市桜谷 571 先
4	桜ヶ丘中学校	鳥取市桜谷 227 先

- 3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲 日本交通株式会社が道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送 事業 (路線不定期運行「米里線」) の用に供するもの
- 4 道路又は交通の状況により支障がないようにするため必要と認める事項 2に掲げる停留所における3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車は、3に掲げる一 般旅客自動車運送事業用自動車等に係る運行時間内に限るものとする。
- 5 合意をした期日 令和5年2月10日

達公 調

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量 中央監視等自動制御設備保守業務(県庁舎) 一式

2 契 約 方 式 随意契約

3 随意契約の相手方を決定 令和5年3月8日

した日

4 契約の相手方の名称及び 日本電技株式会社鳥取営業所

所在地 鳥取市東品治町102鳥取駅前ビル3階

5 契 約 額 28,941,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 随意契約による理由 他の特定役務をもって代替させることができない特定役務の調達をするもので

あり、当該調達の相手方が特定されるため。(政令第11条第1項第1号)

7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部営繕課

及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年4月14日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 調達件名及び数量 高速カラー印刷機 1台
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 札 令和5年3月15日 3 落 日
- 株式会社モリックスジャパン 4 落札者の名称及び所在地

鳥取市商栄町203-6

- 8,408,400円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) 5 落 札 金 額
- 6 入 札 公 告 日 令和5年1月27日
- 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部政策法務課 及び所在地 鳥取市東町一丁目220

令和5年3月15日付鳥取県公報号外第18号の鳥取県条例第22号(鳥取県税条例の一部を改正する条例)中次の 箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 14

行 4

誤 令和5年法律第

正 令和5年法律第1号